

策定日 令和元年12月20日

変更日 令和4年4月1日

## 社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団 次世代育成支援対策推進法に基づく

### 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくること  
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1 計画期間 令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間

↑R7.331の5年3カ月間に変更する相談を労働局へし  
たが、「くるみん」取得には2年以上5年以下の条件があり期間オーバーとなるため、変更せず。

2 目標・取組内容

#### 目標1 年次有給休暇の取得の推進（年6日以上の実取得）

< 取組内容 >

- ① 令和2年4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する
- ② 令和2年6月～ 各職場において年次有給休暇の取得計画を策定する  
取得率の低い職員に対して意見を聴取し取得時季を指定する

#### 目標2 時間外勤務の縮減

< 取組内容 >

- ① 令和2年4月～ 前年度の時間外労働の現状把握
- ② 令和2年4月～ 業務の効率化を推進し、時間外労働の削減に努める  
労働時間の適正化に向けた業務の役割・分担の見直しや業務  
のマニュアル化を促進する
- ③ 令和2年4月～ ノー残業デイを設定、実施する

#### 目標3 育児休業の取得率75%以上を促進する

< 取組内容 >

- ① 令和2年1月～ 職員及び求職者に対して育児休業を取得しやすい雇用環境に  
していることをアピールし、育児休業期間中の代替要員の確

保を促進する